

横芝光町農業委員会10月第6回定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月6日(月) 午後4時～午後4時50分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	伊藤 直樹		
会長職務代理者	7 番	伊藤 仁		
委 員	1 番	市原 裕	2 番	伊藤 由美子
	3 番	土屋 英夫	5 番	椎名 美枝子
	6 番	若梅 直樹	8 番	鈴木 淳
	9 番	實川 和幸	10 番	大木 耕一
	11 番	平山 和浩	12 番	林 政宏

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮 芳宏
主査	椎名 大輔

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和7年10月第6回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、佐藤町長より挨拶をお願いします。</p>
町 長	<p>(佐藤町長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、この後公務のため、ここで退席となります。</p> <p>本日の出席委員は、全員です。過半数が出席しておりますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がありましたので、指名をします。</p> <p>1番 市原 裕委員、7番 伊藤 仁委員をお願いいたします。</p> <p>なお、会議書記には、事務局の椎名主査をお願いいたします。</p> <p>日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について</p> <p>農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を</p>

求める。

令和7年10月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹
農地法第3条は、農地を取得、所有権移転、使用権を設定する場合、農業委員会の許可が必要となるため、総会での審議が必要となります。今回の3条の許可申請は、7件です。譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目の申請地は、遠山字天ノ作の畑2筆、453㎡です。位置図は、資料の3ページ、4ページです。農地を相続しましたが、農業をしていないため、経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転しようとする申請です。譲受人は、以前から申請地を管理しております。

2件目は、木戸字四割の畑1筆、941㎡。位置図は、資料の5ページ、6ページです。譲受人は高齢のため、甥である譲受人へ生前贈与により所有権移転をしようとする申請です。申請地は、芝が植えてあり、適正に管理されております。

3件目は、北清水字空ノ浦の田5筆、北清水字入間の田1筆、字一本松の田1筆、字入間後の田2筆、合計9筆、9,114㎡。位置図は、資料の7ページから10ページです。譲渡人は農地を相続しましたが、譲渡人は農業をしていないため、経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転しようとする申請です。譲受人は、以前から申請地を管理しており、水稻の作付けを予定しています。

4件目は、鳥喰下字受田の畑2筆、660㎡。位置図は、資料の11ページ、12ページです。高齢により農業ができなくなった譲渡人から経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転しようとする申請です。譲受人は隣地を耕作しており、山芋の作付けを予定しています。

5件目の申請地は、台字草部田の田3筆、1,846㎡です。位置図は、資料の13ページ、14ページです。譲渡人は農地を相続しましたが、農業をしていないため経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転しようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。

6件目は、鳥喰上字庚申の田6筆、4,470㎡です。位置図は、

資料の15ページ、16ページです。譲渡人は農地を相続しましたが、農業をしていないため、経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転しようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。

7件目は、木戸字九十七割の田1筆、1,332㎡です。位置図は、資料の17ページ、18ページです。譲渡人は農地を相続しましたが、農業をしていないため経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転しようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。

申請のありました件につきましては、譲受人の機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。以上、議案第1号の説明でございます。

議 長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

12番

12番 林です。相続したが農業をしない譲渡人から経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転しようとする申請です。以前から譲受人が管理をしており、申請地ではスギやヒノキの育苗予定です。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長

説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に2件目の案件について、担当委員は私ですので説明いたします。高齢である譲渡人から甥である譲受人へ生前贈与により所有権移転しようとする申請です。申請地は、芝が植えてあり管理されています。

説明が終了しましたので、2件目の案件についての質疑を許します。

<p>7 番</p> <p>議 長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p> <p>7番 伊藤です。相続したが農業をしない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は15年以上前から管理しており、申請地では、水稻の作付けを予定しています。</p> <p>説明が終了しましたので、3件目の案件についての質疑を許しません。</p>
<p>1 番</p> <p>議 長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。</p> <p>1番 市原です。高齢により農業ができなくなった譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は隣地を耕作しており、申請地では山芋の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理しており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>説明が終了しましたので、4件目の案件についての質疑を許しません。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>

- 全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
- 次に、5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 8 番 8 番 鈴木です。相続したが農業をしない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。
- 議 長 説明が終了したので、5件目の案件についての質疑を許します。
- (質疑なし)
- 質疑ありませんので、質疑を終了して、5件目の案件についての採決を行います。
- 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
- 次に、6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 1 番 1 番 市原です。相続したが農業をしない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、耕作されており問題ないと思います。よろしくお願ひします。
- 議 長 説明が終了したので、6件目の案件についての質疑を許します。
- (質疑なし)
- 質疑ありませんので、質疑を終了して、6件目の案件についての採決を行います。
- 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 全員賛成、よって6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
- 次に、7件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 7 番 7 番 伊藤です。相続したが農業をしない譲渡人から、経営規模

議 長

拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、耕作されており問題ないと思います。よろしくお願ひします。

説明が終了しましたので、7件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、7件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

今回の議案は5条の許可申請3件です。

譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

1件目と2件目は同一者による申請で、〇〇〇〇〇の畑2筆、字〇〇〇の畑5筆、字〇〇の畑4筆、合計1, 899㎡です。

1件目は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇で、所有権移転による転用申請です。

申請地は、2か所あります。1か所目、場所は2ページ、3ページ、4ページのとおりで、5ページ目は、土地利用計画図となり〇〇から南東へ〇〇mにあります。ここは、10ha以上の集団的に存在する農地に隣接することから、第1種農地となります。1種農地は原則として転用許可が認められない農地となりますが、例外規定により既存の事業用地の2分の1までの規模拡大であればが可能となっております。

2か所目の場所は、2ページ、3ページ、6ページのとおりで7ページは土地利用計画図となり、〇〇から南南東へ〇〇mの位置にあり、用途地域内にあるため第3種農地と判断しました。

申請理由は、譲受人は資料の3ページ、①申請1の南で 〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇の仕入れ販売を行っていますが、事業規模の

拡大に伴い資材の保〇〇〇〇が不足してきているので、規模拡大を図るため近隣にあった当地を選定したとのことです。

転用面積は、砕石敷き1,411㎡を計画しており1か所目、①申請1の場所は、面積836㎡、車両33台分とその他〇〇〇〇として整備し、2か所目、②申請1の場所は、575㎡、〇〇〇〇とその他〇〇〇〇として整備する申請となっています。申請者の現在の施設面積が2,896㎡であります。今回転用申請面積が1,411㎡で、転用可能な面積は、現在使用している面積の2分の1以内にしなければならないことですが、転用可能な面積の上限内の2分の1以内の申請となります。

土地改良関係については、大和根土地改良区の受益地となっていますが、すでに除外協議を得ています。

隣接地との境界にはブロックによる土留めをし、雨水等の流出がないよう施工するとしており、隣接農地所有者にも説明済みであるため問題はありません。

転用期間は令和7年12月1日から令和8年1月31日までを予定しております。

工事費等は自己資金により賄う予定であり、金融機関の残高証明により必要な資金を確保していることを確認しました。

続いて、2件目の用途は、一般専用住宅で、所有権移転による転用申請です。

申請地は、2ページ、3ページと拡大図が8ページ、9ページに土地利用計画図があります。

〇〇から南東へ〇〇mの位置にあり、第1種農地となります。第1種農地は、原則として転用許可が認められない農地となりますが、例外規定により住宅は転用が可能となっております。

申請理由は、譲受人は現在隣接地に住んでいますが、手狭であること、事業所と一体となっていることから、今後の子育てのため新居の建築を考えており、隣接する当地を選定しました。

住宅建築面積は175㎡を計画しており、一般専用住宅で転用可能な面積の上限内の申請となっています。

土地改良関係については、大和根土地改良区の受益地となっていますが、すでに除外協議を得ています。

雑排水の放流については、蒸発散装置による宅内処理する計画

で、雨水についても地下浸透柵による宅内処理をする計画のため外部への放流はありません。

また、隣接農地所有者にも説明済みであるため問題はありません。

転用期間は令和7年12月1日から令和8年8月31日までを予定しております。

建設費等は借入金により賄う予定であり、金融機関の審査書により必要な資金を確保していることを確認しました。

続いて申請3件目の土地は〇〇〇〇〇〇〇の田1筆、848㎡です。

転用の目的は〇〇〇の一時転用となります。10ページ、11ページ、12ページ、13ページに申請3件目の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は〇〇から南西へ〇〇kmの位置にあり、周辺をおおむね10ha以上の集団的に存在する農地であることから第1種農地と判断しました。

譲受人は横芝光町を発注者とする町道〇〇号線〇〇〇〇工事を〇〇した〇〇〇〇〇で、〇〇号線は〇〇を起点に西へ進んで〇〇との境を終点とする1級町道であります。工期は令和7年9月6日から令和8年1月30日までであるものの、〇〇〇周辺の舗装工事は約2ヶ月あれば間に合うことから、令和7年11月からの3か月間を申請したところです。

敷地には農地への復元が容易になるよう敷鉄板を敷く対応とします。

排水は、雨水のみで敷地への自然浸透で対応します。

近隣農地所有者へ事業内容の説明を行っており、意見はありませんでした。

土地の賃借費用、整地費等は、自己資金により賄う予定であり、預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しています。以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。1件目、2件目の案件については、関連がありますので、一括して審議します。

1件目と2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

議 長

10番	10番 大木です。本件は、現地を確認したところ、地元集落に隣接した農地であり、長い間畑として利用されておらず十分な管理もされていないため、土地改良区との協議が済んでいるのであれば問題はありません。
議長	説明が終了しましたので、1件目と2件目の案件についての質疑を許します。
委員 事務局	今は地目が畑であるが、転用後の地目は何になるのか。 おそらく、雑種地となると思います。法務局へ申請し現況に適した地目になると思います。 (その他質疑なし)
議長	質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目と2件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって1件目と2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長 1番	次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。 1番 市原です。本件は、一時的な転用で、すでに近隣農地所有者へ事業計画を説明してあり、敷鉄板を敷設するだけで農地への復元も容易な案件で、雨水以外に排水もないので問題はありません。
議長	説明が終了しましたので、3件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長 事務局	日程第4 議案第3号 令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について上程します。 事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。 議案第3号 令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画(案)

の意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和7年度第4次農用地利用促進計画（案）が提出されたので本会の意見を求める。

令和7年10月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

1件目については、1ページ、利用権を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、坂田字広町の田1筆、字幸改田の田1筆、合計2筆、2,168㎡です。

2件目 2ページ、利用権を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、坂田字輪ノ内の田1筆、字広町の田、1筆、合計2筆、845㎡。

3件目 3ページ、利用権を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、坂田字広町の田1筆、330㎡。

4件目 4ページ、権利を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、宮川字水神の田、1筆、3,500㎡。

5件目 5ページ、利用権を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、横芝字東境田の田3筆、古川字引舟の田3筆、字荒神の田3筆、字新田の田1筆、両国新田字屋敷脇の田3筆、字小松の田1筆、合計14筆、8,167.46㎡。

6件目 7ページ、利用権を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、宮川字関場の田1筆、字表の田4筆、合計5筆、6,746㎡。

7件目 8ページ、利用権を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、宮川字入表の田2筆、字鶴巻の田2筆、合計4筆、5,318㎡。

8件目 9ページ、利用権を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、木戸字参割の畑2筆、字七割の畑1筆、合計3筆、4,731㎡。

9件目 10ページは、利用権を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、木戸字

四割の畑2筆、2, 675㎡。

10件目 11ページは、利用権を設定するもの及び借受けるもの及び期間は、別添のとおりです。権利を設定する土地は、木戸字四割の畑1筆、1, 654㎡。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号及び3号に規定されている農用地等の効率要件や、農作業の常時従事をみたしていると考えます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。議案第3号につきましては、耕作者ごとに採決いたします。

1件目から3件目及び5件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

議 長

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目から3件目及び5件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目から3件目及び5件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて6件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、6件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、6件目の案件については、原案のとおり決定しました。

	<p>続いて7件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、7件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、7件目の案件については、原案のとおり決定しました。</p> <p>続いて8件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、8件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって8件目の案件については、原案のとおり決定しました。</p> <p>続いて9件目、10件目の案件についての質疑を許します。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>土地の所有者は、どうなっているのか。 土地の所有者は、中間管理機構に貸出しており、契約期間の途中で、今の耕作者が耕作できなくなり、耕作者を探していた状況であった。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>土地の所有者は、農地を貸すために、農地中間管理機構に申し出たということか。 そうです。 (その他質疑なし)</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>質疑を終了して、9件目、10件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって9件目、10件目の案件については、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上をもちまして、令和7年10月第6回農業委員会定例総会</p>

を閉会します。